

## 「間主観的な意識」と「時間」 ～ 「部落」観の成立をめぐる～ — 日野謙一講話録（4） —

日野 謙一

### はじめに

私の関心は「差別意識」の内実について考察することにあります。それを〈部落〉像、〈障害〉像の集合表象をもとに分かたれた関係性と捉え、差別的関係がどのように作られるのか、その関係性の《あいまいさ》について考えてきました。また、息子が交通事故によって脳損傷となり、そこで息子との対話を始め、〈障害〉像によって作られた関係性を「人と人との関係」に作り変えるために、「生の現実」から考える、「生きているとは」という息子の問いから捉え直そうとしました。そこで構想したのが、2つの時間、「生きられる現在」と「《境界》を生きる」という考え方でした。前者は、〈いま ここにいる〉という生き方を大切にし尊重すること。後者は、「普通」に違和感を持つ「人びと」、特に「差別を受ける者」が体験するだろう時間感覚（内的時間）を言い表そうとしています。

私は、関係性を維持している、「私」が自明のものとし、他の人びとも皆が共有しているだろう、はずだという、「私たち」の意識を「間主観的な意識」と捉え、この関係性の持つあいまいさに向かう自己を「実存的主体性」と表現しています。これらは2つの時間を下支えているだけでなく、時間の経過の中で、差別意識が形成され維持されてきた社会的時間をもつなぐものです。

今回の講話では、社会的時間として、現在の行為主体の判断を支えている、関係概念としての〈部落〉像がどのような背景と経過をたどって作られてきたのかについて仮説的に示したいと思います。〈部落〉像が、間主観的な意識として「〈部落〉らしきものがある」というように実体的なものとして捉えられ、そのことによって〈部落〉差別が維持されていると考えているからです（今回は概要を伝え、次回に資料を使って説明します）。

私は、〈部落〉像が「近代国民国家」の形成過程の中で生み出されてきたと考えています。〈部落〉像がどのような背景と要因連関の中で構築されてきたのかを考察していきます。その成立過程を「発生論的」に探ることによって、差別意識の内実とあいまいさが浮かび上ってくるのではないかと考えています。

### 1. 「間主観的な意識」と「実存的主体性」

#### (1) 「生きられる現在」と「想起」

私の中で「生きられる現在」という考え方が出てきたのは、〈障害〉と〈健常〉という関係性の中で、関係の枠組みの基準となる「普通」に対する苛立ちに近い感覚でした。「間主観的な意識」とは、この関係性を自明のものとして、「私」自身が「私たち」となって支えていることを表現したものです。私は脳損傷の親として「普通」という基準を

内在し、関係性を維持している社会意識や規範に疑義を持ちながら、息子に対して無意識的にこの基準が思考の裏側から私を動かします。これでは息子の問いである「生の現実」から考えることはできません。息子についても必死で生きている。個人的な人として《いる》。すなわち、「私」が〈いま ここにいる〉（「生きられる現在」）ということが、「私自身」にとって、またそれ自体が、当たり前前の存在として認め、認められることが大切でです。

このように考えていた時、「記憶」は「あくまで想起時点の『現在における過去』」（「現在完了的な持続」）であり、「われわれとともに変化し持続する時間的存在」（松島恵介『記憶の持続 自己の持続』、金子書房、2002）という記述に出会いました。この考え方に立てば、〈いま ここに〉ある「私の現在」を基軸にして、私の有り様を考え受け止めることができます。また、「生命的生成の自己の現在化」として変化し続ける存在として考えることもできます。

「想起」には二つの側面、現在の自己の存在の有り様を認めることと、過去の記憶をくみ上げたものである、ということが同時に含まれています。しかも、想起の「道」を作る主体が「生命的生成の自己」にあるとすると、言葉や表現は、暗黙のうちに、または意識的に、選択的に選ばれた意味・価値と記憶の集合ということになると考えます。その意味では、「私」は行為主体としても独自の存在であり、別の表現をすれば、「私」の位置づけはさまざまな外的・内的な環境によって変わりますが、私が「私」の存在の意味や位置づけを絶えずしているのではないかと思うのです。

「生きられる現在」を差別意識と関係づけて考えてみましょう。存在論的には、想起時点の〈いま ここに〉（私の現在）は私独自のものである、という点では、それぞれの置かれている人の有り様を表していると考えます。同時に関係論的には、記憶が間主観的な意識を含んだものであり、想起に際し、カテゴリー化の過程において私が構成す

るイメージには価値的な意味を払拭することはできません。ただ、この二つの側面を関係づけるのが、「自己（私）」という主体であるような気がします。

差別意識を形成している集合表象はあいまい模糊としたものであり、そのためそれぞれの人の立つ位置によって、問題や課題とどのような関わりがあるか、または持つか、それぞれの人が無意識的に自己の位置を措定しているように思います。その場合、〈いま ここに〉という「想起」に位置をおくのか、関係論的な「想起」（記憶の保存）におくのかによって、その時々の方や視点が異なります。その選択は難しい、というより、どちらに近いかということになるかもしれません。その選びをしているのが「自己の主体性」であると考えます。そして、〈いま ここに〉という想起に近い場合、「私の立つ位置」を求めつつ、関係性のあいまいさの中に佇んでいることになるのかもしれない。

この点について別の角度から考えてみましょう。息子は交通事故で脳損傷になってからほぼ10年になります。昨年、急に麻痺が残っている右足が引っかけた左足が出ず、先の段差や歩道との継ぎ目、割れ目などが視覚情報となって引っかけたしまい歩行困難になりました。リハビリに再度通いながら、一緒に歩くことを続けています。息子が歩くことが困難になって、少し「歩行」について考えてみました。「歩く」ってどういうことなのか、私には説明する力がありませんが、少し興味深い記述に出会いました。

「高次脳機能障害は、日常生活の歩行時に必要な準備的予測姿勢制御やリアルタイムの姿勢制御に影響を与えてしまい、視覚で事前に行われる環境からの情報を捉えて歩行パターンやリズムに適切に変換することができない」というものです（林克樹「脳卒中後遺症患者の歩行障害とその治療：慢性期を中心として」大築立志他編著『歩行と走行の脳・神経科学』、市村出版、2013）。特に、早く歩こうとすると、「麻痺側身体への注意障害が

強まり、麻痺側下肢を引きずるように歩き十分な荷重ができない」と述べています。そのことによつて「立体姿勢の維持に混乱」を与えるとも指摘しています。

息子の症状と上記の記述とに符号する点が多々あります（林は、視覚的注意障害とサッケード眼球運動の障害を指摘しています）。このような「一般化された運動プログラム」（「身体図式」）を基にした説明は、リハビリテーションには有用な知識となります。ただ、学習された「記憶の保存」に関係し、「健常の偏差」として〈障害〉を見る傾向があります。

大橋ゆかりは、脳が意識的に運動を制御しているのではなく、「動作を要請しているのは“環境の持つ意味”すなわち『アフォーダンス』』にあるとする理論を紹介しています（ダイナミック・システム論）。動作は、環境との関係の中で変化する。そして、「障害を負えばそれに応じた“最適な行動”があるに違いない」と指摘しています（大橋ゆかり「運動学習理論と理学療法の接点」『愛知県理学療法士会誌』第18巻第2号）。この考え方はそれぞれの人の動作の有り様が認められることとなりますが、「最適」であると誰が決めるのか、「歩く」ということについての本人の意思や気持ちは複雑でさまざまです。

息子は歩くことに意欲的に取り組んでいます。古墳探索にも出かけます。また一緒に公園等に撮影の散歩をします。「歩く」ことについての自己のイメージは、その動作に向けたその人の意思や気持ち（感情の情報）、動作を起こしているのは自分自身であるという「運動主体感」、そして自分が描く自己の「身体像」など、主観的な要素が大きく影響しているように思います。このイメージは時間の経過の中で変化します。ただ、息子や施設の人びとを見ていると、複層的な心の動きに揺れ苦しみながら、「できない」ことを受け止めて、少しでも動きたい、歩きたい、という気持ちや思いが日常動作や訓練の底流を流れているように感じます。これが「生命的生成の自己の現

在化」であり、「歩く」ことは、その人にとって、時間・空間の中でのうごめきのような気がします。

## (2)「《境界》を生きる」と内的時間

「《境界》を生きる」ということを、次の時間体験を生きることだと考えています。一つは、社会・外的時間に向かいながら、異質な体験の中で新たな再生、人間関係の広がり体験。この2つの時間感覚の「狭間、あいまいな領域に生きる」（内的時間）ということ。二つは、現実だと「思っている」人びとの、人と人との関係を作っている常識や規範、そして制度から、「狭間」におかれる（排除を含む）。そこに生きることでできない自己を感じながら、同時にそこに向かう（抵抗を含む）生き方。この2つの自己の有り様を「実存的主体性」という言葉で表現しています。

「《境界》を生きる」という考え方は、息子の交通事故とその後の体験、阪神・淡路大震災の時の支援での体験から浮かび上がってきたことです。私の体験はある出来事（息子の交通事故）を契機として、生活や生きる感覚が大きく変化する体験ですが、同時に〈障害〉を持つ者の家族として差別やさまざまなきを体験しています。その意味では、「《境界》を生きる」とは「差別を受ける者」の存在の有り様でもあると思っています。

事故直後の「時間が止まった感覚」（途絶した時間感覚）、その後の世間との隔離感覚と事故前の「普通」と昇華したものとして私が作り上げた生活との乖離感覚、〈障害〉に対する規範や知識、思想などに対する違和感と反発。それに符合して、息子の人間が生きる、生きようとする感覚と力、人間の複層的で複雑で、さまざまに変化する時間体験、少しでも安定した時が止まる体験を求めている、常に揺り動かされる体験。それは本人が必死で生きようとしていることの現在化でもあることを強く感じています。息子が力を発揮し表現できるのも、パートナーである母親の関わりが大きい。そして、人との出会いもある。

息子は、何か心の底に実存的不安ともいえるよ

うな揺らぎを感じます。時間、意味、偶然性、これらが醸し出す不安のような気がします。彼は、そこから写真など、自分の関心と表現を紡いでいるように思います。私も、ある意味、苛立ちと心のうごめきを感じています。何かわからないが、何かに抵抗しているような実感です。被爆者の調査に携わり、『《境界》を生きる』という考え方のヒントを与えてくれた濱谷正晴は、「被爆者たちがたどられた惨苦の生は、原爆に押しつぶされまいとするたたかいの日々にほかならなかった」と述べています（『原爆体験 六七四四人・死と生の証言』、岩波書店、2005）。

これらの生き方は「内的時間」体験ともいうべきものであり、ここでは「外的時間」体験の中で生きている人びと、規範、知識、制度や政策に向いています（「普通」、でもこの世界も仮想的な現実であることはわかっています）。「内的時間」は実感的な世界であり、「外的時間」とは日常生活の規範的な仕組みで動いている時間を表現します。この2つの時間感覚は誰もが持っているものです。ただ、カテゴリー化された差別的関係や関係性の場合には、「尊厳を持って生きる」という課題が浮かび上がってきます。なぜ苛立ちや抵抗、闘いの感覚が生じるのか。それは息子が提起した、「〈障害〉ではなく、『生の現実』から捉える」「生きているとは」という、「人として生きている」という基本的な感情や、その感情の持つ存在の有り様を認めていないように感じるからだと思っています。だからこそ規範化された世界との軋轢から、それぞれが自由になるために世界の有り様を見直し、多様な感覚を持った思想が想像（創造）されるのだと思うのです。

以前、兵庫県のある市で聞き取りをしたことがありました。その際に、識字学級で文字を学び、自分の生い立ちを振り返る中で差別の現実に気づき、解放運動を進めてきた女性と出会いました（今も知人として大切な人です）。最初に出会った時に、文字を学んで解放理論がわかるようになった、と言われていたことを思い出します。そして、「〈部

落〉差別は、ほんまに、憎いし、悔しい」とよく言われていました。

田宮武は、兵庫県但馬地域の解放運動の聞き書きを通して、大切にしたいと思ったことを二点あげています。一つは、「差別の中で生命を生み、育て、頑張っ生きてきたという事実」、二つは、「人間として本当に人間らしく生きていくために」、「抑圧する差別に向かった、それが個人であろうと、集団であろうと、権力であろうと、立ち上がって闘ってきたという自覚的で、主体的な人間解放の闘いの事実」です（『被差別部落の生活と闘い』、明石書店、1986）。田宮が指摘しているように、それぞれの人に「生の現実」があり、主体的な「人間解放」に向けた行為や差別に向けた闘いが、大切にされ、受け継がれ、つながり合う、ことが重要な課題となっていきます。

『《境界》を生きる』という考え方は、「普通」に対して、そこに依拠できず内的時間に軸を置き、「普通」に対して「異和」を感じる、意識する生き方といってもよいかもしれません。ここには私も支援に関わった、阪神・淡路大震災で被害を受けた人びとも含まれます。「被災者」と総称されましたが、「被害を受けた者」と「それ以外」との関係性の中で、「それ以外」と思っている者の恣意的な表現として使われたと考えています。

「普通」というのは、カテゴリー化された記憶の「何かある、皆と同じ」として、「私」も思い、他の人もそうだと考えている間主観的な意識を前提とした言葉だと思っています。差別意識の課題では、〈部落〉や〈障害〉と対比的に扱った場合、「普通」は実体を持って浮かび上がってきます。

## 2. なぜ「〈部落〉像の成立過程の検討」か

### 一 間主観的な意識と社会的時間一

関係概念で捉えるということは、間主観的な意識が実際にこの関係をどのように作っているのか、また、この関係性がどのような背景や要因があって選択され構築されてきたのか、この2つが課題にあがってきます。前者についてはこれまで

検討を加えてきました。以下の講話は後者の課題について検討していきます。

〈部落〉差別とは何か、を明らかにすることが私の課題です。私はこれを「〈部落〉と〈部落外〉の関係性」という差別的関係の課題として考えてきました。この関係性を作り上げているのが〈部落〉像です。〈部落〉差別は、〈部落〉という言葉とそれに付帯するイメージが作られ、間主観的な意識として「人びと」の記憶に保存され、想起されて〈部落〉が浮かび上がってきます。それには〈部落外〉ににいると思っている人びとの恣意性が影響します。ただ、この関係性は《あいまいなもの》です。「〈部落〉らしきものがある」、「何か自分とは違う」という蓋然的であいまいな意識がこの関係を作っていると考えているからです。

私の関心は、《あいまいなもの》というのとはどういうことなのか、これを検討することです。〈部落〉と〈部落外〉との関係性を作り維持している〈部落〉像が、どのような背景や要因連関の中で構築されてきたのかの検討、すなわち、この関係性が、意味的に関係が成り立ちうるものなのか、齟齬をきたすものなのかを考えることです。そのために、「〈部落〉像の成立過程」について検討していきます。間主観的な意識に内在する関係性を、〈部落〉像を手掛かりに発生論的に関係が構築される過程をたどるというものです。

私は、この検討について、時間的・空間的な意味づけをするために、「全体社会」、「近代国民国家」という概念を介在して考えたいと思います。

ヘイドン・ホワイトは、「日常生活のなかでもっているような過去の観念、しかも、わたしたちが自分たちの現在の『状況』と見なす場においても出会うあらゆる実践的な問題 - 個人的な事情から大きな政治問題に至るまで - を解決するに必要な情報、考え方、モデル、戦略として、時には行き当たりばったり、時には最善のものとして、私たちが利用する過去についての観念」、これを「実用的な過去」と呼んでいます（『実用的な過去』、岩波書店、2017）。この観念は、現在の多くの人

びとが、「現在の状況と見なす場において、実践的な問題を解決する」ために利用する「準拠枠」となっており、何らかの形で共有し合っていると思っている「過去の観念」であり、いわば日常思惟の判断根拠になっている過去についての観念といってもよいと考えます。これはまた「間主観的な意識」を構成しています。

〈部落〉差別と関連づけていうと、差別的関係を作り出している〈部落〉像が日常思惟の判断根拠となっており、しかも「日本」という社会範囲において地域的な偏差を持ちながら、多くの地域で似通ったマイナスのイメージを持って受け止められている。これは社会意識が「均質空間」として、「準拠枠」が何らかの形で共有されていることが前提になります。私は、〈部落〉像が、「日本」という近代国民国家が「全体社会」として成立していく過程で形成されていったと考えています。

蔵内数太は、「全体社会」とは、「人間生活の全面が遂行されている社会空間」であり、「あらゆる文化の場であるところの社会である意味において、独自の社会全体」で、その意味で「高度に複合的で自足的な社会範囲」をいう、と規定しています（『社会学』、培風館、1970）。すなわち、生活や文化の全体が遂行され、自足的な社会範囲が「日本」という国家の範囲になっている社会、それは「近代国民国家」ということになると思います。

藤田省三は、1871（明治4）年4月の「戸籍法」において、「属地（住居）主義戸籍の確立によって始めて、近代国家の『領土』概念が『人民』概念と結びついて成立しうるのであり、したがってそこに縦の水平的『臣民』とともに横の『国民』の概念が始めて登場しうるのである」と述べる。そして、「維新政府の布告・達・告諭などの公文に『国民』の言葉が一般的に用いられ始めたのは、71年4月の戸籍法制定の別紙布告以来であって、それ以前には殆ど見出されないことは重要な指標である」（下線：日野）と指摘しています（『天皇制国家の支配原理』、未来社、1966）。すなわち、

藤田の指摘は、1871年の戸籍法の中で近代制度史上初めて「国民」の概念が使われ、そのことによって近代「国家」と「国民」との関係が規定され形作られていったことを示しているように思います。

藤田はまた、戸籍法が「『領土』と『国民』の観念の成立を担うものであったればこそ戸籍法自体も、…封建的割拠を破る『全国総体ノ戸籍法』として宣言されたのであった。資本主義的国民経済も支配の機構化もここに国家原理上の基盤をえたものと云えよう」(同上：下線日野)とも述べています。藤田が指摘しているように、それまでは「封建的割拠(諸藩連合体)」の支配形態であったものが、「全国総体」の支配機構を目指す支配の転換であったこと、そして内部にはさまざまな個人意識や集合意識を含みつつ、「国民意識」へと平準化するような政策が取られていったと考えています。

藤田がいうように、「横の『国民』」概念の浮上と形成は、新たな民主化の流れではありますが、他方その枠に組み込むかどうかは国家の恣意性によって決定されていて、その枠から排除する人びとを作ります。「縦の水平的『臣民』」は「天皇」に対する「水平的臣民」と、新たな縦の身分編成に関わります。現在体験している差別意識は、明治国家が志向した「国民意識」の形成と複層的に関係し合っているように思います。

〈部落〉差別についていえば、この差別意識の発生論的な意味を持つものとして、「特種部落」という言葉があります。小島達夫は、この言葉の初出が一応1899(明治32)年奈良県の教育行政文書であると指摘しています(「被差別部落の歴史的呼称をめぐって－「特種部落」・「特殊部落」の呼称の形成過程とその時期」領家穰編『日本近代化と部落問題』、明石書店、1996)。現在の時点では、「特種部落」という言葉の発生が、差別意識の成立と関係すると考えています。ただ、この時期は1871(明治4)年の「『穢多・非人等』の称と身分を廃止する布告」から28年後のことで

す。この点については後に検討していきます。

### 3. 近世期における、「村」と差別をめぐって

#### (1) 日野の誤謬

1980年代に兵庫県内の〈部落〉に機会あるごとに訪れました。そこで出会った人に、「なぜ〈部落〉と呼ばれるようになったのか」と聞いています。「わからない」という返答が多かったように覚えています。この時期、県内のA市に参与観察に入った時、市内9地区の「封建制の特徴による社会的役割と地理的分布」について調べたことがあります。この市の元禄期の藩領図を作成し、それにもとづいて地理的分布と社会的役割についての仮説をつなごうとしました(「農村部落における環境改善事業の成果と課題」磯村英一編『同和行政論V』、明石書店、1986)。

横山勝英は、現在の「未解放部落」の「近世における社会的役割」として、①軍事機能(武具・馬具などの皮革生産)、②新田開発及び荒廃田の復旧機能、③警察機能の三機能をあげています。そして、岡山藩の場合、軍事機能は近世初期又はそれ以前から(城下町周辺・大規模)、新田開発及び荒廃田の復旧機能は承応・明暦頃(新田開発地、比較的小規模)から、警察機能は元禄・享保期頃から(街道筋)、藩権力によって強制されるようになる」と指摘しています(「未解放部落の社会構造的意味」『関西学院大学社会学部紀要』第20号)。

現在のA市域の元禄期の藩領図は、代官支配と支藩領(下総、上総、備中、松山、濱田)で入り組んでおり、9村の藩領分布は代官支配1、明石藩3、高木藩3、濱田藩2です。9村のうち、街道沿いに6村分布し、4村は他藩に接しています。他藩に接している1村は、少し離れた本村から分離した枝村を思わせる絵図が残されていました(正徳3(1713)年)。絵図には、街道に面した傾斜地に数戸の住宅らしいものが描かれ、「皮多村」の呼称が表題に使われています。しかし、この村がどんな役割を果たしていたかは不明であり、本村のほうは「皮多村」とあるという伝承は

残されていません。9村のうち1村は、元治3(1846)年に開拓された「出作かわた」らしいという伝承が残されていました。

これらの結果から、横山の仮説を利用して、「街道沿い」の分布は(藩権力によって)「警察機能」を強制され、他の地区は「新田開発等」の強制による、と想定しています。

今から考えると、日野の分析にはいくつもの誤謬を含んでいたと考えています。

一つは、9村のうち2村は、とりあえず絵図や伝承等で村形成の様子が少しわかる程度の手がかりがありますが、他の7村はよくわかりません。私の誤謬は、現在の〈部落〉が近世において、何らかの「藩主権力から強制された社会的役割」を担っていたのではないかと最初から想定し、それを身分制の「賤民」と結びつけて考えていたことだと思っています。調査時に、住民に「なぜ〈部落〉と呼ばれるようになったのか」を聞いた時、「わからない」という答えが出ていたのを思い出します。

二つは、横山の仮説は岡山藩という「領国制」の分析です。元禄期の藩領図では、この地域は入り組み支配の地域です。私自身「非領国」支配(以下「非領国」という言葉や知見を得たのは後になってからでした。「非領国」の地域とは「一円知行の支配形態をとらないで、所領が入組支配の状態になっており、多元的な封建支配下にある領域」のことをいいます(『大阪府史』第5巻)。兵庫県は大阪府とともに、近世期ではかなりの「非領国」の地域があります。藩等の入り組み支配だけでなく、「村」から見ると、「相給」村(複数の藩権力等の支配)が存在し、複数の領主の変更もありました。

前出した「皮多村」は、元禄期は代官領にあり、小規模の所領です。この地域を『郡誌』で調べると、近世期にかなりの領主の入れ替えがありました。どの領主が、どんな役割を担わせようとしたのか、よくわかっていません。

## (2) 「非領国支配」地域における、村と村

1980年代には、惣村や組合村などの中間組織の研究があったことを後に知りました。これは、領主権力と村、また村と村との関係を考える課題となります。「村」を考える場合、生活を基礎にした地域的結合としての「集落(ムラ)」、生産構造や社会的結合に関わる「村と村との結合(組合村・惣村)」、領主との関係を持つ行政単位としての「藩政村」の3つの村の側面を分けて、その関係を捉えることができるように思います(参考:山澄元『近世村落の歴史地理』、柳原書店、1982)。「組合村」は領主権力との関係で、村と村とが目的的に結合して対応する時に作られることもあれば、水利や共有林などの入会権に関わって、必要に応じて村のほうで作られることもありました。

「村」に位置をおいて考える場合、領主と村との関係とともに、「非領国」地域の支配の有り様を見る必要があります。その点について、藪田貫は、「近世の領主的土地所有」は、「所有」といいうる性格ではなく、「支配権」(軍事統率、知行宛行、年貢課役、裁判の地域支配権)としての内容を持つ。そのため、「直接生産者が自立的な一保有主体としても、人格的にもある程度の自立性をもった一存在」であった。その上で「非領国」は、「国家支配の下部への分割委任は、大名権力という形ではなく、『支配国』という形態をとった」と指摘しています(『撰河支配国』論-日本近世における地域と構成『近世大阪地域の史的研究』、清文堂、2005)。

また、渡邊忠司は、「支配国」と「支配所」という概念を区別して、「幕府と大名の関係を支配国の統括者と支配所の統括・管理者の関係」にあたりとし、また慶安御触書の「地頭ハ替わるもの、百姓ハ末代其所之名田を便するもの」(31条)を紹介して、支配国、地頭(領主)、村の関係を示しています(『大阪町奉行と支配所・支配国』、東方出版、2005)。

藪田と渡邊の指摘からは、領主に対する「村」

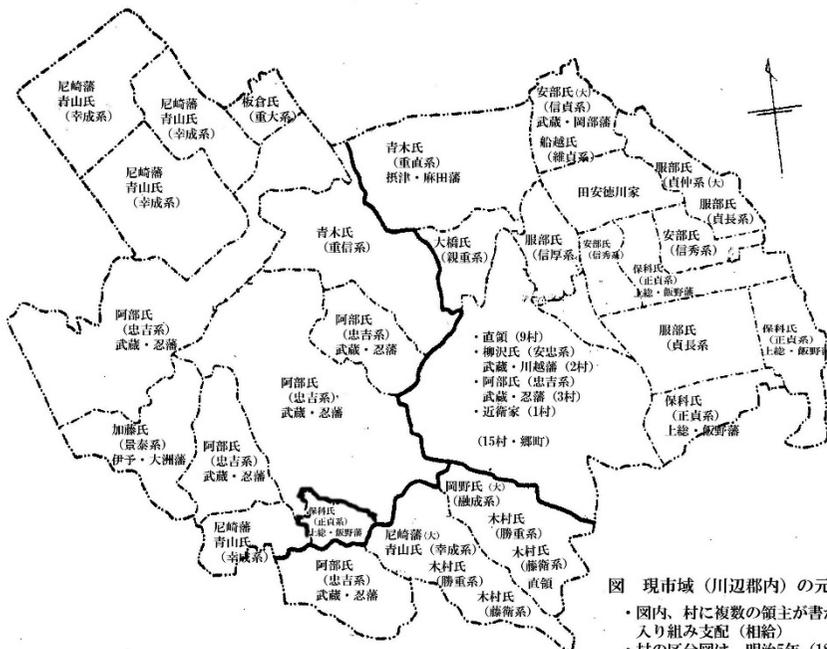
のある程度の自立性が示されています。領国制においても、全国支配の権力、領主、村の三者が統合的なものではなく、村に対して支配の権力は強いが、三者がそれぞれ自立性を持った関係であったことを指摘しているように思います。そして、「非領国」地域では、藪田がいうように、支配国の権限がそれなりにあったと考えられますが、支配が入り組んだ状態にあり、村に対して領主が直接的な支配形態をとりにくく、村の自治と自立性がより認められていたと感じます。

このように考えると、近世の「村」の分析は、「集落（ムラ）」、「村と村との結合」、「藩政村」、「支配国と村」の4つの側面にまたがって考察ができることになると考えます。私の知っていた当初の〈部落〉史は、「藩政村」の研究が焦点に置かれていたように思います。

1990年代に関わるようになった、現在兵庫県内にあり近世の支配形態が「非領国」地域にある

〈部落〉から、支配、村と村、差別との関係を考えてみることにします。

2つの図（「村の藩領図」）は、近世期では摂津国川辺郡内にある、現在では兵庫県内の市域（B市）の元禄7（1694）年と文政11（1825）年の藩領図です。この図から、入り組み支配地域であることがわかると思います。2つの図で、点線はそれぞれ「村」の区画を表します。元禄7年の地図で見ると、真ん中あたりの「15村・郷町」、右の服部氏、左の阿部氏、加藤氏、保科氏は、寛永3（1626）年時では「直領」となっていました。文化11年では「直領」「近衛領」に変わっています（15村・郷町では、寛永元（1661）年には13村が「近衛領」、延宝3（1665）年には7村が「直領」となり、その後も小刻みに変わっています）。元禄7年の図で、阿部氏は元大阪城代の分家、安部氏は元大阪定番の分家で、保科氏は大坂定番、大坂加番を歴代続けていた定府大名でした。



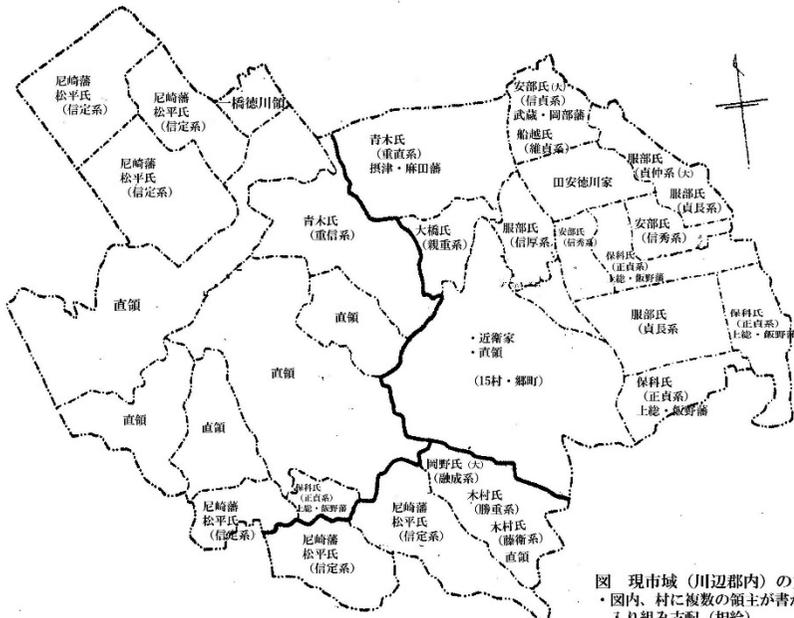


図 現市域(川辺郡内)の文政11年(1828)の村の藩領図  
 ・図内、村に複数の領主が書かれている村は  
 入り組み支配(相給)  
 ・村の区分図は、明治5年(1872)兵庫県区政の分画を参照  
 ・『市史』から作成

文政11年の地図では、阿部氏の所領が直領となり、「15村・郷町」は「近衛領」と「直領」に変わっています。藩名がないのは、旗本の知行所で、遠方の藩の支藩領も多いです。『市史』で確認した40村のうち、近世初期から明治まで藩主が変わらなかった村は1村もありません。村に複数の藩や旗本の名前があるのは「相給村」です。

この市域には現在の〈部落〉が1地区あります(C村)。元禄7年の図の下側に、黒く囲いをしてある保科氏(上総・飯野藩)の支藩領がその地区です。保科氏は、保科正貞が慶安元(1648)年に大坂定番になり、それまでは上総、下総、吾妻などの7,000石の旗本であったのが、10,000石の加増(撰津国川辺郡、豊島郡、能勢郡、有馬郡等に小規模領地が散在)となり大名になりました。C村(124石位)がその時、直領から保科氏の所領に組み替えられました。地図では他に3ヶ村が保科氏の所領になっていることがわかります。

C村については、B市が『被差別部落のあゆみ』(1982)をまとめています。その冊子を手掛かりに、藩政村と、村と村との関係に関わる点について考察することにします。

まず、「藩政村」とそれに関わる点について考えていきます。『あゆみ』では、C村は保科氏の領地に組み入れられるようになって、すぐ枝村から独立した行政村になったと類推しています。そして、元禄期の「撰津国絵図」には「皮多村」、また元禄15(1702)年の「撰津国郷帳」に「波多村」の記載があったと指摘し、そのことから「領主権力によって被差別部落(『えた村』)として明確に位置づけられていたということは明らかです」と述べています。

「領主権力」によって『『えた村』として位置づけられた」と述べていますが、直領から飯野藩に組み替えられたのは慶安元(1648)年です。そうすると、元禄期では飯野藩の所領であり、「領主」とは「飯野藩」になると思います。元禄7年の地図を見ると、保科氏の領地は散在してい

ますし、それぞれ小規模の村です。陣屋は上総にあり定府大名です。保科氏がここに「皮多村」を作り、保科氏領（散在）のどんな役割を強制しようとしたのか、わかりにくいように思います。『あゆみ』では、「皮革業に従事していたことを示す資料は発見できなかった」と述べています。また、死牛馬処理の可能性にも言及していますが、実態は不明のようです。「草場権」は、「非領国」地域では複数の村や藩領にまたがっていきますが、もしあるとすれば、その変遷と認可等の管理はどこがしているのか。

藪田貫は、摂津郡、河内郡、和泉郡などの「非領国」地域では、「幕藩権力」の支配体系について、裁判管轄や新田開発の認可等の行政権などのほか、「生産諸力の組織者」として、「近世初期の小物成収取」、「知行関係をこえた百姓夫役の徴用」、「大小河川の治水体系」、「大工・杣・鍛冶・皮多役などの諸役の構成」等々に広げて考察することに言及しています（「近世畿内所領構成の特質－『畿内非領国』論の意義と課題にふれて－」『同上書』）。藪田が指摘するように、C村の場合も「支配国」の位置から考察し直すことが可能のように思います。いずれにせよ、C村がどんな「機能集団」だったのか、「藩政村」としての「役負担」とは何なのか、わからないことが多いように思います。

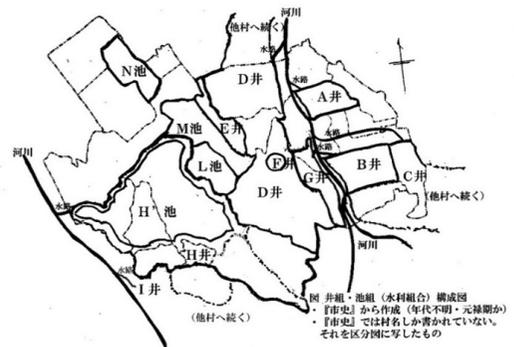
次に「村と村との関係」について、領主と村との中間組織である「組合村」について考えてみます。入り組み支配、相給制、領主の変更、支配国の関係など、「非領国」地域では村の自立性が高くなると思います。村と村は、必要に応じて連合していきます。これが領主と村との中間的な社会領域で「組合村」ともいわれているものです。

図（「井組・池組（水利組合）構成図」）は、水利に関する「組合村」の関係図を示しています。「井」は「井組」で河川からの水路で田に水を引いています。「池」は「池組」で池から引いています。『市史』には図面の年代が書かれていなかっ

たのですが、水利権の紛争が元禄期頃の記述があったので、たぶんその頃だと考えています。組合村は複数の村を含みますが、元禄7年の藩領図とは重なるものもありますが、多くは異なっています。

C村は「H井組」の組合村に加わっています。『あゆみ』によると、正徳3（1713）年に井堰・土手堤の土芝取場をめぐる新田村を相手取って9村が連名で訴訟を起こしています。図の井組・池組の構成図からいうと、「H」、「H'」の一部、「I」の一部の村々です。

ここにC村も名前があがっています。この訴状の提出先が「京都奉行」でした。この訴状に合わせて「願書」が出され、C村が「皮多村」のため「奉恐不罷出候」と書かれていました。周囲の村々のこの村に対する違和感や差別意識の現れとも考えられます。ここにあがっている9ヶ村は、組合村としての「井組・池組」の村構成とは一部異なります。



また、『市史』によると、「H'」、「H」、「I」に関連する村々は水路が入り組み、池の埋め立て、取桶口、溝口について、たびたび争論が起こったと述べています。また、争論の一つに「代官の手代」が検分にきたという記述がありました。1771（明和8）年の溝口の争論の時、C村と他2ヶ村の「村名」が間接的に挙がっています。争論の当事者としての村の組み合わせは争論の内容に応じてさまざまようです。「支配国」が裁判等の支配権を行使している様子がうかがえま

す。

近世における「非領国」地域での差別を考えた場合、支配国や藩の権力との関係もありますが、「村と村との関係」が比重を持って浮かんでくるように思います。

水利権や入会権などの生産に関わる権利について、吉田栄治郎は、近世期の差別が「差別する側の共同体に担保された歴史的な生活意識とそれを支える生活構造にある」と指摘しています（「奈良における『部落史』の見直し」全国部落史研究交流会編『多様な被差別民の世界』、解放出版社、1997）。また、藤本清二郎は、「賤民ムラが入会や用水に関わる村内外の協同組織に参加し、費用を負担するか、そうしないかは、その地域の慣行によった」と述べています（「補論 差別と村落」『近世賤民制と地域社会』、清文堂、1997）。

近世期の差別を考える場合、特に「非領国」地域はそうですが、「村」の性格、村と村との関係や位置づけなどに関わりながら、共同体や村の慣行に着目する必要があるように思います。でも、どの範囲を共同体とするのか難しい。水利権、山林野などの入会権、漁業権などは、現在の差別を考える上でも大きな課題です。参与観察で回った〈部落〉でも、これらの権利を持たない村が見受けられました。近世だけでなく、明治国家の地租改正や行政区画化、差別意識の形成などが絡んで、「村と村との関係」が変化していくことにも要因があると考えています。

#### 4. 「特種部落」観の成立過程をめぐる

##### (1) 国民統治と〈部落〉差別

〈部落〉ということばとイメージの成立過程についての、日野の考えを仮説的に説明したいと思います。正確には「特種部落」観の成立過程です。今回は仮説の概観を見ていただき、資料を使用した説明については次回で話をするつもりです。

私は、天皇主権と神格化、いわば民族国家と

中央集権国家の形成過程のなかで、一定の民主化を図りながら、〈部落〉像を基にした差別意識を生み出してきたと考えています。〈部落〉像が、地域的偏差をもちながらも、全国規模である程度似通った像をもってイメージ化されるようになったのが近代国民国家成立以後のことだと思うからです。その場合、1871（明治4）年に「『穢多・非人等』の称と身分を廃止する布告」（太政官）が出ますが、1899（明治32）年に「特種部落」という呼称が行政機関の中で使われ、〈部落〉差別という差別意識がその後定着し出します。このような近代化の矛盾した構造を、〈部落〉像の成立と関係づけて見ていきたいと思っています。

明治国家の国民統治の柱を通して〈部落〉差別の特徴を考えてみます。1871年の戸籍法は、国民統治の方法を「住居地」にもとづいて「国民」の戸籍の変動を把握しようとするもので、1870（明治3）年には「平民に苗字の許可」を認めています。戸籍法は、国家内を行政区画化し、「戸」を単位として住居地にもとづいて、身分変動や移動を把握しようとする大きな企てです。国民統治の原則となった、「地租」、「徴兵」、「学制」、などの管理の基礎となるものでした。

戸籍法の中に、「国家」像、「家」像、「村」像、「身分」像、の4つの像の原型が国民統治の柱として提出されています。これらの像は、新しい国家の枠と、「国民」から見た場合、生活を形づくる集団規範の基本的なものです。これらの形成過程のなかで、主に、「村」像と「身分」像の形成が〈部落〉差別という差別意識の成立と直接関係し、「国家」像と「家」像の形成が間接的に関係をもつと考えています。そのため、〈部落〉差別は、国家と生活を形づくる理念や規範の全体に関係するという特徴をもつ差別といえるのではないかと思います。

「国家」像と「家」像についての説明は次回に行いますが、「閉鎖的民族主義的国家観」（石田雄）の高揚のなかで、「特種部落」という言葉に、1907（明治40）年になって「異民族」観を付与

した地方行政文書が出てきます。また、祖先祭祀、同族（親族）、家父長的家族規範と男系血統主義、嫁入り婚などの、「家」規範が明治初期につくられていきます。これらの規範が現在につらなる諸差別に関係しているだけでなく、〈部落〉差別の「婚姻」に関わる差別に深く関係しています。このような社会の基礎単位としての「家族」規範、そして国家の大枠となる民族主義的な「国家」観、これらが〈部落〉差別を下支えしてきたと考えています。

(2) 「特種部落」観の成立過程をめぐって [1]

『「特種部落」観の成立過程』の図を見てください。これは現在の〈部落〉差別のもとになっている〈部落〉像を発生論的に捉えた図です。今回は戸籍法の「村」像と「身分」像を関係づけながら、「特種部落」観の変遷を概括します。

図にあるように、「特種部落」観の形成には、「身分」像の変遷と「部落」像の変遷の二つの流れが独自の動向を持ちながら関連し合うと考えています。「部落」像には、「村」像の編制が連動します（以下、「特種部落」観の成立と関わる言葉として「部落」像を使う）。

「村」像について（図 [5]）。戸籍法では、「戸籍編制」を「族属」（身分）から「住居地」に変えること。全国を「区」画に分け（「各地方土地ノ便宜ニ随イテ」）、住居地をもとにして「区内」の「戸数人員生死出入等」を把握する（第一則）。その際、以前の村役（「荘屋名主年寄触頭」）が戸長を務めてもよい（第二則）と述べています。

幕藩体制では、非領国地帯のような入り組み支配がいろいろな地域で見られ、藩を単位として、住居地をもとにした戸籍編成ができない、そのため国家全体の行政区画化が必要であったと類推できます。これは、藤田がいう「戸籍の変動（生・死、住居移動、婚姻等の身分変動など）による「横の『国民』」の支配に関わるもの（『前掲書』）として捉えることができます。「第七則」には「毎区ニ官私ノ差別ナク臣民一般番号ヲ定

メ」と記されています。

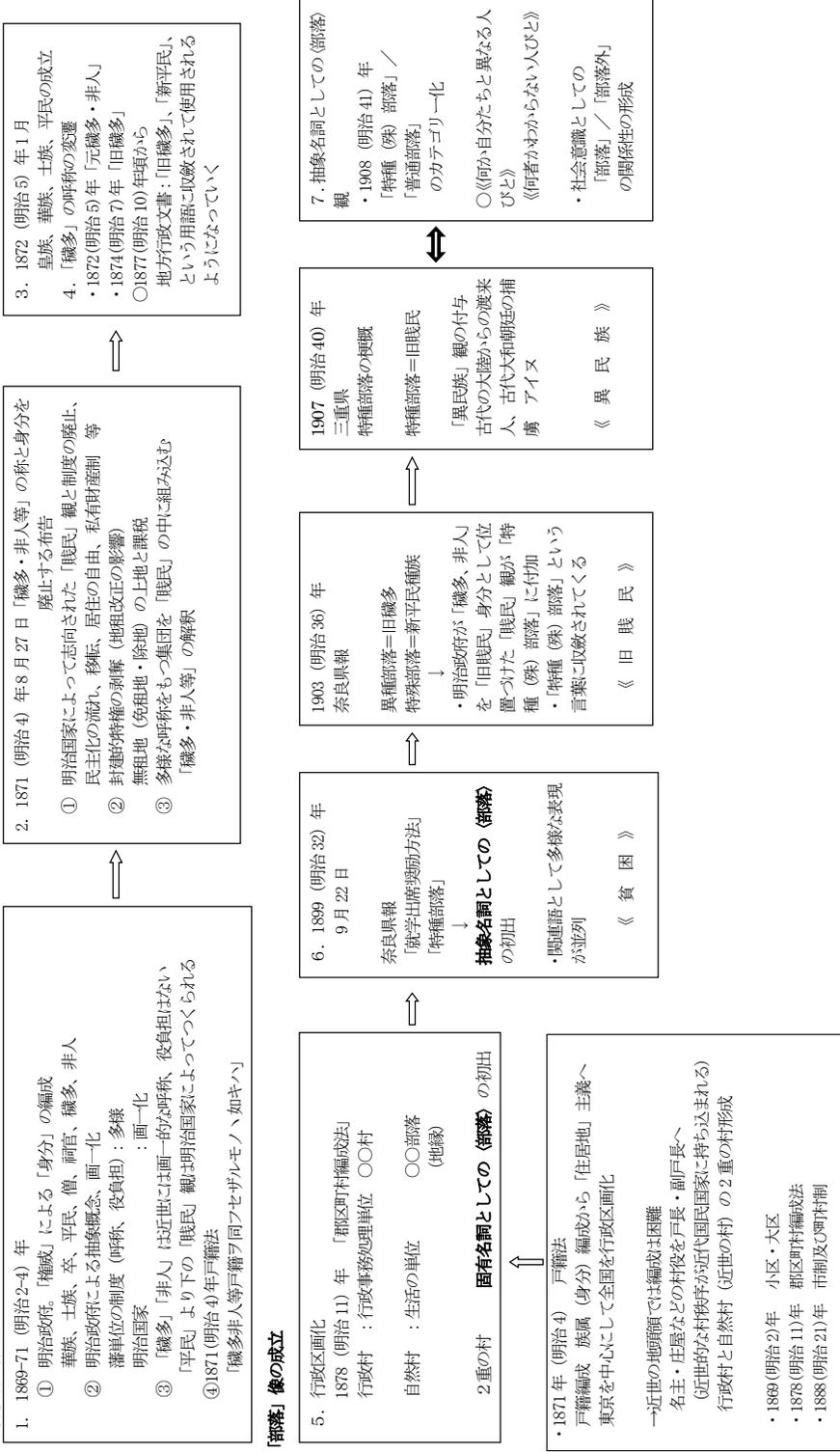
戸籍法は「戸長」に以前の村役が就いてもよいとの規定から、以前の村の慣行を残しただけでなく、行政区画の過程の中で、自然村と行政村との二重の村が併存していくようになります。この「村」編制の過程から、「固有名詞としての〈部落〉」が成立してきます。1878（明治11）年の「郡区町村編成法」にもとづく行政区画の編制において、生活単位の「村」を集めて行政事務処理の範囲とする「行政村」に組み替えていきます。その時、行政村については新しい名前の村（「〇〇村」）ができます。その際、生活単位の自然村を、元の村名を使って「〇〇（地名）部落」を使うように指示しています。これが「固有名詞としての〈部落〉」です。制度史上初めて〈部落〉という用語の最初の使用ではないかと考えています。

この使用法は、ほとんどの自然村で使われています。差別意識を含む〈部落〉という使用法は、図[6]の過程の中で作られる「部落」像であり、「抽象名詞としての〈部落〉」の成立です。ここで「抽象名詞」というのは、地名を含まない、カテゴリーとしての〈部落〉という言葉と観念を表現しているからです。

「身分」像について（図 [1] [2] [3] [4]）。戸籍法には、「前文」部分に「人民」が、「別紙」には「国民」（前掲・藤田の指摘参照）が、「第一則」には「臣民」が使用されています。そして、「臣民一般」として「華族士族卒祠官僧侶平民迄ヲ云」と書かれ、その後に「以下准之」と記載されています。ここには、天皇のもとでの「臣民」の新たな身分編制を意図し、その順序序列が描かれているように思います。そして「臣民」と「以下准之」者との間に身分の区分けをしています。また「第十二則」には「戸籍表ニ入ル、」が「穢多非人等平民ト戸籍ヲ同フセサルモノ、如キハ」という表現が見られます。そして戸籍表の「第一号区内戸籍表」には、「平民」の欄を「農」「工」「商」「雑業」と区分けをし、「廢疾」「穢多」「非人」

【特種部落】観の成立過程 (作成：日野)

I. 「身分」像の成立



II. 「部落」像の成立

は別の欄に書くよう求めています(図〔1〕)。

「身分」像の形成についてここで指摘しておきたいのは、近世のさまざまな役割や呼称を持っていた人びとを、「臣民」や「以下准之」の下に編成し直し、上記の呼称と順序序列にもとづいて、一律の新たな身分編制(「権威」)が画策されているということです。また、1870(明治3)年に民部省から出された「仮雛形に従って石高人口調査を指令」によると、人口調査の雛形を、「華族」「士族」「卒」「社務人」「僧」「尼」「穢多」「非人」、この呼称と順序で書くように指示をしています。

「穢多」「非人」という呼称も、これまでお話ししてきたように、近世では各藩含めて制度的に一律に使われていた言葉ではありません。先程の雛形による調査によって編纂された『藩政一覽』には「穢多」の項が空白になっている藩も多く、また「穢多無御座候」と報告している藩もあります。このことからすると、「穢多」「非人」という抽象概念にもとづく呼称の一元化と、「平民より下」という「賤民」観は、むしろ明治国家によって確立されたように思われます。

図〔3〕にあるように、1872(明治5)年1月に「皇族・華族・士族・平民」の制が成立します。これでほぼ身分編制が確立したことになります。ここには、「穢多」「非人」の呼称と身分の記載がなくなっています。明治国家は明治初期、「平民」の下に「穢多」「非人」を置くという「試案」を何度か出していますが、それを現実的なものにしたのが、1871(明治4)年4月の戸籍法「第十二則」の「戸籍表ニ入ル、」が「穢多非人等平民ト戸籍ヲ同フセサルモノ、如キハ」という条項です。この条項は実際の制度に記載されたものですが、「穢多」「非人」が制度史上、「国家」範囲での一律の制度として意味を持ったのは、1871年4月の戸籍法から1872年1月までの10ヶ月弱の間となります。

この変化を現実のものにしたのは1871(明治4)年8月27日の、太政官から出された「『穢多・

非人等』の称と身分を廃止する布告」(図〔2〕)です。「穢多・非人等の称廃せられ候条、自今身分・職業共平民同様たるべき事」という布告文です。これは、移転や居住の自由、私有財産制などの民主化の流れに連なるものだと考えられます。戸籍法案の編制に合わせて、「穢多」「非人」の身分をなくそうとする議論があったようですが、公布されたのが戸籍法の「平民ト戸籍ヲ同フセザル」というものでした。その前の民部省案や戸籍法では、「平民の下」に置くという法制度を画策しておきながら、なぜこの太政官の布告が出てきたのか不思議に思えます。これには地租改正との絡みがあるようです。

太政官の布告文には、「府県」に出す付帯文がついており、その中に「尤地租其外除蠲の仕来りもこれ有り候はゞ、引直し方、見込取調べ、大蔵省へ伺出べき事」という文面があります。「除蠲(じょけん)」というのは「除地」、いわば「無租地」をいいます。政府は地租改正で地券を交付し、「無租地」をなくす方向で準備を始めていました。その前段階の準備として、1870年頃から地子免除の撤廃の動きを開始しています。その一つが「穢多・非人等の類屋敷地」(地子:田以外の土地・畑・屋敷)の土地でした。その後、1871年8月には「穢多・非人の所有地にも地租賦課の布告」が出されています。このように、地租改正を進めるために封建的な特権を剥奪する一環として、「横の国民」化とともに、この布告文を出したとも考えられます。その後、「穢多」の村の貧困化が進んでいくところが出てきます(参考:上杉聡『後掲書』)(図〔2〕)。

この太政官の布告に際して、布告文を受け取った府県(この時期旧藩)では、布告文とともに独自の付文をつけて庶民に下しています。上杉聡は、この「穢多・非人等」の解釈、「等」に着目しました。各府県では「穢多・非人」の外の布告の対象者を特定しています。例えば、岡山県では「陰陽師並びに説教・隠亡等」、名東県では「掃除・猿牽・探禾・茶筌」などが付文

に見えます。金沢県では、「藤内・皮田・物吉・舞々」が挙がっています。上杉は、これらの呼称を持つ人びとについて、「職業、支配・法的地位等」の「完全な共通性をそれらの内部に見いだすことは不可能」と指摘しています。また、大蔵省の資料には、「(辛未八月)二十八日。(中略)○穢多、非人等の称を廃して悉く民籍に編し、地租蠲免の制を罷む」と述べ、細字で「穢多、二十八万三千一百一人、非人、二万三千四百八十人、皮作雑種、七万九千九十五人」と人数を記載しています(これは先の人口調査の集計と思われる)。ここでは「等」を「皮作雑種」という表現でまとめています。「穢多」、「非人」、「皮作雑種」にどんな人びとが含まれてカウントされているのかわかりません。言葉による収斂化が国家によって進められているといえます(上杉聡『明治維新と賤民制廃止令』、解放出版社、1990)。

1872(明治5)年の「皇族・華族・士族・平民」という身分制が確立された後、1877(明治10)年頃以降になると、地方行政文書の中では上記の多様な呼称が、「旧穢多」、「新平民」という言葉に収斂されていきます(図[3][4])。このように布告文は、多様な呼称と役負担をもち、周辺各村々との分業に近い関連を持った生活をしてきた人びとなど、多様な集団を、「旧穢多」、「新平民」という言葉に収斂し「賤民」観を付加させた。そのことによって、ある意味副作用的にはありますが、差別意識を定着するきっかけを作り出したと考えています。そして、この観念が行政や教育などを通して強化され社会意識として浸透していきます。

### (3)「特種部落」観の成立過程をめぐって [2]

「村」観の行政区画の説明のところで、1878年の「郡区町村編成法」から「固有名詞としての〈部落〉」の使用が始まったと述べました。この使用方法は「村」を意味します。差別意識に関わるのは、カテゴリー化された差別的関係を表現する「抽象名詞としての〈部落〉」です(図[6])。

以下の論評は、小島達夫の仮説や年表を参考にして、日野が整理してまとめたものです。今回は、「特種部落」という言葉とイメージの形成過程を概括に示します。次回に、年表等資料を使用して説明を行いたいと思います(小島達夫「被差別部落の歴史的呼称の問題－『特種部落』・『特殊部落』の呼称の形成過程とその時期」領家穰編『日本近代化と部落問題』、明石書店、1996:日野「差別的関係についての社会学的考察」『同書』も参考)。

「抽象名詞としての〈部落〉」について、小島達夫は、「特種部落」という言葉に着目して資料を踏査しています。小島は、1899(明治32)年に奈良県の公文書、知事諮問に対する郡長答申「就学出席奨励方法」に「特種部落ナルモノアリテ貧兒多シ此兒童ハ常ニ糠糖ヲ食シ襤褸ヲ纏ヒ遊惰ノ性ヲ有ス是ヲ以テタビ学ニ就クモ其出席ノ状態ハ隠見出沒常ナラサルヲ見ル…」とあり、この文書が今のところ「特種部落」の初出であるが、他地域で早い時期に出ているかもしれない、という前提を付けて考察しています。

小島は、この語は「旧穢多」、「新平民」の言い換え語として作られたこと、またこの文面からは「《貧困》のイメージ」として捉えられると述べています。小島作成の年表(主に奈良県行政文書、部分的に、伊勢、神戸の新聞記事、『警察協会雑誌』等を含む:次回に提示)を見ると、この時期、奈良県関連の資料では、「旧穢多(部落)」、「新平民(部落)」、「貧民部落」、「特種貧民部落」、「特種ノ部落」、「特殊ノ部落」など、「特種部落」とともに多様な関連語が同時に並列的に使われています。「一種異ナリタル部落」、「一種貧困ノ部落」という表現も見受けられますが、「貧困」で「就学が困難」とあるという記述が多いようです。小島は、「特種」と「特殊」とは特別な差異はないと指摘しています。そのため、以下、「特種部落」という表記を使い、原文の「特殊部落」はそのまま使用します。

小島は、1903(明治36)年になると、上記の

ような言葉がほぼ「特種部落」、「特殊部落」に落ち着いてくると指摘しています。この時期、「異種部落＝旧穢多」、「特殊部落＝新平民」というように、「特種部落」に「旧賤民」観が浮上してきます。そして、1905（明治38）年頃には、「特種部落」と「旧穢多」「新平民」とがほぼ同義語的に使われようになり、「特種部落」に差別的な表現が増えてくると指摘しています。

1907（明治40）年、三重県の「特種部落改善の梗概」という資料に、「特種部落」は「旧穢多なるものは新平民と唱え」というように、両語が同義語として当たり前で使用されています。そして、「祖先」について、南北は、「神功応神帝の御宇、韓土より帰化したる秦韓王及漢王の臣」、南部は、「日本武尊の東夷征討の際に俘虜になりたる者として、即ち蝦夷なり」と、記述しています。「特種部落」という言葉に「異民族」観が付与されるようになります（日野付加）。

小島の年表には、兵庫県で1908（明治41）年に「特種部落、特殊部落」、奈良県で1909年に「特殊部落」の表現を使って、「特種（殊）部落」対「普通部落」というようにカテゴライズされた対比的・対語的な表現が出てきます。この対比的な使い方は改善事業に絡んで出てきます。「普通部落」に対して「特種部落」という言葉が社会意識の中でマイナスイメージで少しまとまって捉えられるようになってきたのかもしれない。そして、1911（明治44）年に内務省が「細民部落」という言葉に転換するよう指示を出しています。小島は、この語が「特種部落」の言い換え語であったことを示唆しています。

「細民部落」について補足しておきます。明治中期頃になると、資本主義の萌芽期で農民層分解が進み、都市部にスラムが出来上がっていきます。そして、「貧困部落」という言葉も使われるようになります（奈良県では明治20年代に出てきます）。秋定嘉和は、1891（明治24）年から1908（明治41）年の資料集を作成する中で、「救貧対策」は、「都市部落とスラムが混在して論ぜ

られ、これらの地域からも流出入の淵源として混同された」、と述べています（『第四卷 融和運動の胎動 解題』『近代部落史資料集成 第四卷 融和運動の胎動』、三一書房、1987）。「混在」「混同」と捉えるのは、資料を整理した時期の視点であり、当時の人びとにとっては区別そのものが困難だったのではないかと感じます。その中で、「明治につくられた〈部落〉」という表現や研究があり、この時間の流れと関係すると思えます。「特種部落」から「細民部落」への呼称の転換は、明治末の地方改良運動の一環として、都市部での救貧対策と「特種部落」の改善事業の重視が背景にあったと考えられます。

日野の仮説図をもとに、「特種部落」像の変遷についてたどりましました。私の作業は、「特種部落」観がどのような要因連関の中で、時代背景と時間の経過を通して作られてきたのかをたどるものです。現在の〈部落〉と〈部落外〉との関係性を分かつ〈部落〉像のもとになっていると考える「特種部落」観が、「貧困」、「旧賤民」、「異民族」のイメージや観念のようなあいまいなものです。そして、「特種（殊）部落」対「普通部落」というように対比的・対語的に使われるようになります。また、1909（明治42）年には、「特種部落」は「社会外の一つの社会」（京都府）というような表現が出てきます。「特種部落」観の成立の有り様が、現在の〈部落〉と〈部落外〉との関係性のもとを作ったと考えています。

「特種部落」観は、先ほどの3つの像からすると、依拠できるものがない、また使う側が恣意的に利用できるものとなっています。上記の3つのイメージは使う人や時期によって、ある部分が強調されて使われることがあります。しかし、このようなあいまいなイメージは、「何か自分たちとは異なる人びと」、「何者かわからない人びと」のようなイメージに転化されて受け継がれ、差別意識の底流を支えてきたように思います。

このような〈部落〉観の規範化が「〈部落〉らしきものがある」という蓋然的な意識を生み出

し、実体概念としての〈部落〉を作り出してきたと考えています。そして、留意しておかなければならないことは、この差別意識が「間主観的な意識」として社会的に構造化されていることです。この観念が「部落差別を受ける者」を作り出し、一人ひとりの「生の現実」に影響を与えてきました。それに対して、「差別を受ける者」は、「抑圧する差別に向かい、主体的な人間解放の闘い」（田宮武）を続けてきたと考えています。

### おわりに

今回の講話は、「間主観的な意識」と「時間」を基軸に置いて、全体的には差別意識とはどういうことなのか、またそれに向かう人間の「実存的主体性」について考えてきました。生命的生成の自己の現在化、世界への自己体験の時間、間主観的な意識を作り出す社会的時間、この3つの時間は関係を持ちながら「生の現実」を創っていると考えます。

私の位置は、《境界》を生きる、人間の存在の有り様を見つめていくことにあります。特に、〈障害〉と〈部落〉の問題を課題として持ち続けてきました。差別意識の課題は、先程の3つの時間をつないで考える機会を与えてくれます。今回の講話は、間主観的意識を作り出す社会的時間の説明に力点を置きました。〈部落〉差別の差別意識のもととなっている〈部落〉像の発生的な過程（「特種部落」観の形成過程）を探ることによって、〈部落〉差別が《不条理》で構造化された差別であることを明らかにしようとしてきました。しかも、この過程は、場面の時系列が異なりながら、ある部分で関連し合い複層的なさまざまな要因連関が浮かび上がっていきます（構築されていく）。

今回は、「特種部落」観の成立過程について、日野の考えを仮説図にしたものを中心にして概括的な説明をしました。その説明は言葉とイメージがどのような過程で収斂されていき、〈部落〉

と〈部落外〉の関係性を作ってきたのかを見ていくことでした。次回は資料を使って、それぞれの場面に立ち止まって考えていきたいと思います。

この「講話録」は、指定研究「〈日本近代化と部落問題〉を再考する－同和教育研究プロジェクト・チームからの継承と展開」研究会での5回の講話をもとに、修正、加筆して原稿にしています。執筆にあたって、研究会座長の三浦耕吉郎社会学部教授のアドバイスをいただいていることを付記しておきます。